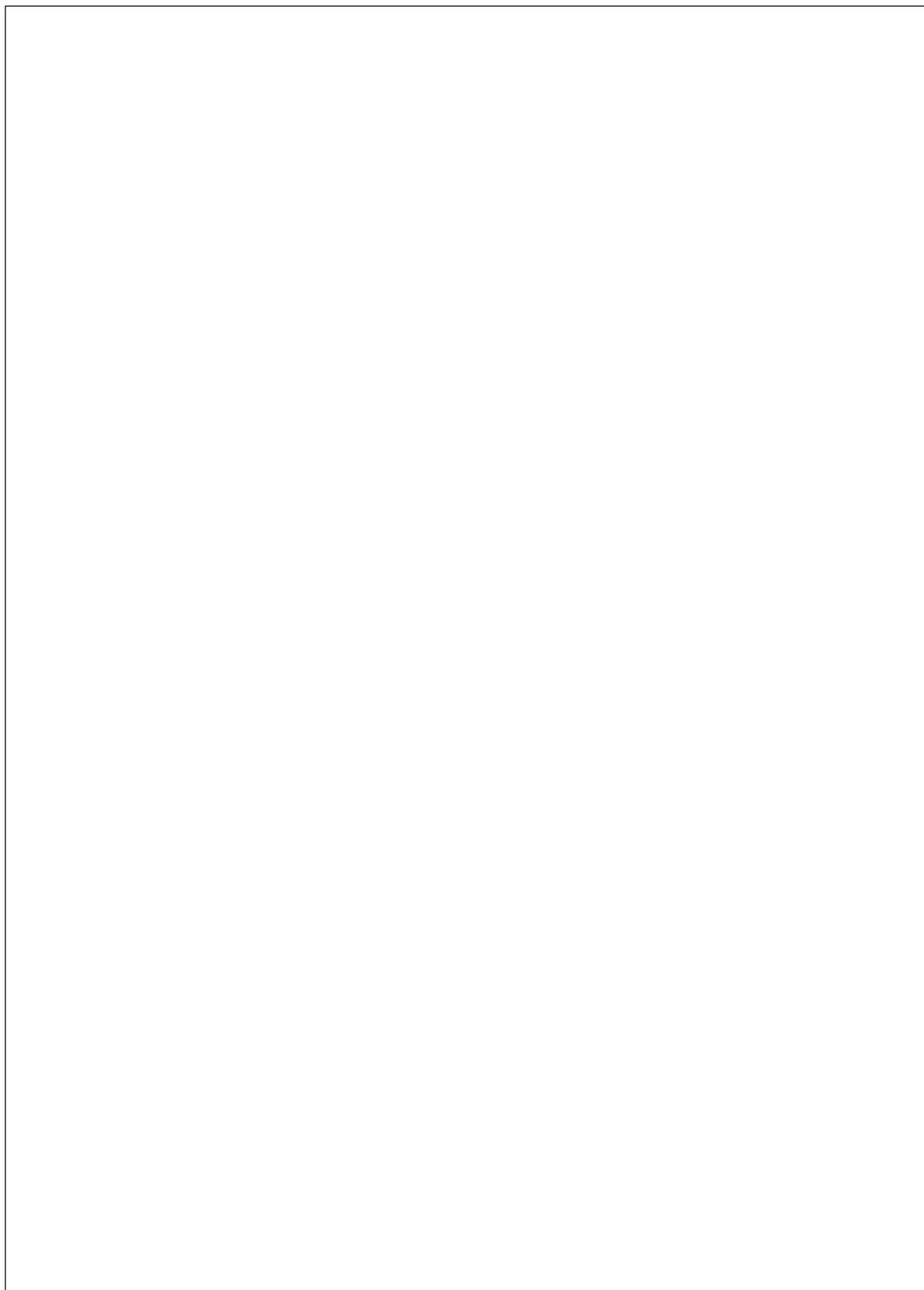


(仮称) 小平市第四次長期総合計画 (素案 (案))

将来像



第1編 序論

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の役割	2
3	計画期間と構成	3
第2章	小平市の概要	4
1	小平市のあゆみ	4
2	小平市の特性	5
3	都市構造	11
第3章	まちづくりの取組と成果	12
1	これまでの長期総合計画	12
2	第三次長期総合計画のふりかえり	13
第4章	小平市を取り巻く状況	15
1	人口減少、人口構成の変化	15
2	経済財政状況の変化	17
3	公共施設の老朽化に伴う更新ピーク到来	18
4	自然災害や気候変動に対する安全安心への対応	19
5	暮らしや働き方を変える Society5.0 時代の到来	20
第5章	まちづくりに関する市民意識	21
第6章	行財政再構築プランとの関係	23
1	行財政再構築プラン	23
2	第四次長期総合計画との一本化	23

第2編 基本構想

第1章	基本的な理念	24
第2章	めざす将来像	25
第3章	取組の方向性	26
1	基本構想の体系	26
2	基本目標	27
3	基本目標横断プロジェクト	33
4	自治体経営方針	35

第3編 長期総合計画推進の考え方

第1章	個別計画の推進と分野を横断した展開	39
1	個別計画の推進	39
2	分野横断した施策の展開	40
3	SDGs との関係	40
第2章	中期実行プランの策定	42

資料編

策定過程
用語集

第1章 はじめに

1

計画策定の趣旨

小平市は、昭和46(1971)年度からの第一次となる長期総合計画に始まり、これまで三次にわたる長期総合計画を策定し、市の将来像の実現に向けまちづくりを行ってきました。

平成18(2006)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とする第三次の長期総合計画においては、「地域力」、「民活力」、「行政力」の3つの力を高め、将来像である「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」の実現に向け取り組んできました。こうした中、平成21(2009)年12月には、市民が主体となって条例案まで策定した「小平市自治基本条例」が施行され、多様な主体によるまちづくりへの参加と協働が進められてきました。

第三次の長期総合計画の期間を終える今、日本社会全体を取り巻く時代環境は、経済、テクノロジー、気候変動、人口構造など、大きな転換に向けた流れを加速しています。人口減少や少子高齢化が進み、過去に経験したことのない厳しい時代環境を背景に、「量」の拡大を基調とした物質的な豊かさを優先する社会から、「質」の向上を重視し心豊かな生活を志向する「成熟社会」へと転換しています。このような価値観の変化に、しなやかに対応していく、新しいまちづくりの必要性が増しています。

こうした時代背景を踏まえ、多様化する価値観を尊重しながら、人と人とのつながりやまちの資源の有効な活用を通じて豊かな地域社会を形成し、市制施行100周年を見据え着実に将来の世代に小平市のまちづくりを引き継ぐための基礎となる計画として、「小平市第四次長期総合計画」を策定します。

第四次長期総合計画策定の視点

小平市は、「小平市自治基本条例」を定め、市民、市議会、行政などが互いに協力し、暮らしと仕事と学び、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築くことを目指しています。この豊かな地域社会を築くため、次の視点に基づき本計画を策定しました。

■市制施行100周年を見据える

小平市は、平成24(2012)年に市制施行50周年を迎え、次の50年後に向けて歩みを進めています。小平市第四次長期総合計画は、市制施行100周年(2062年)の将来の世代に小平市のまちづくりを引き継ぐための基礎となる計画です。どのような未来を残したいのか、そのために今やることは何かを共有する計画です。

■地域を共に創る

市民、事業者、行政、そして関係人口*や交流人口*などがそれぞれに持つ資源を集結し、役割分担をしながら地域を共に創っていくための計画です。

将来にわたって持続可能な社会を構築します。

*関係人口：定住はしていないが、その地域や地域住民と多様に関わる人々

*交流人口：通勤・通学者や、観光等でその地域を訪れる人々

2

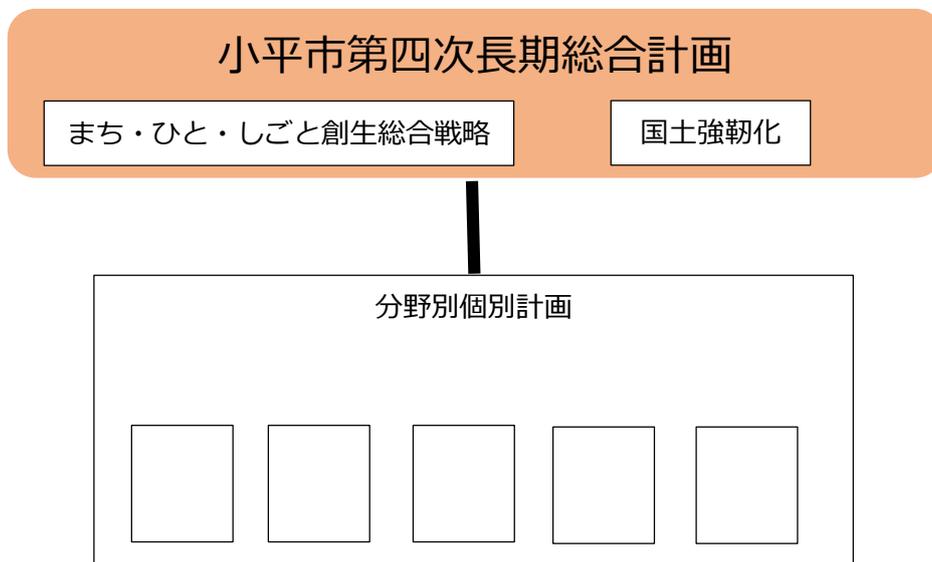
計画の役割

まちづくりの最上位かつ総合的な計画として、次の役割を担います。

- ・変化が激しい時代において、進むべき大きな方向性を見失うことなく、市民、事業者、行政など全てのまちづくりの主体が共有する羅針盤
- ・法令等の要請に基づき策定する各分野の個別計画等と連動しながら、分野横断的にまちづくりを進めるプラットフォーム

また、令和元(2019)年12月に閣議決定された国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、小平市における地方創生の取組を包含します。

さらに、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25(2013)年)」による、安全・安心なまちづくりを推進するため、市の様々な分野の計画等の指針となる性格を有します。



【まち・ひと・しごと創生総合戦略】
 平成26(2014)年11月21日に成立した「まち・ひと・しごと創生法」は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指したもので、国と地方が一体となって推進することが求められています。
 これを受け、小平市では、平成28(2016)年3月に「小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、①住み続けたいまちの空間をつくる、②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、③地域力・民活力の高いまちをつくる、ことを基本目標に掲げ取組を進めました。
 令和元(2019)年12月に、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地方創生の推進に当たっては、今後も市の取組を総合的に進めていくことが重要であることから、次期の「小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、市の最上位計画である「小平市第四次長期総合計画」に包含するものとします。

【国土強靱化】
 国では平成25(2013)年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成26(2014)年6月3日には、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。
 小平市としても、大規模災害に備え、引き続き、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。
 小平市における国土強靱化に関する分野別計画等の指針について、「小平市第四次長期総合計画」に位置づけます。

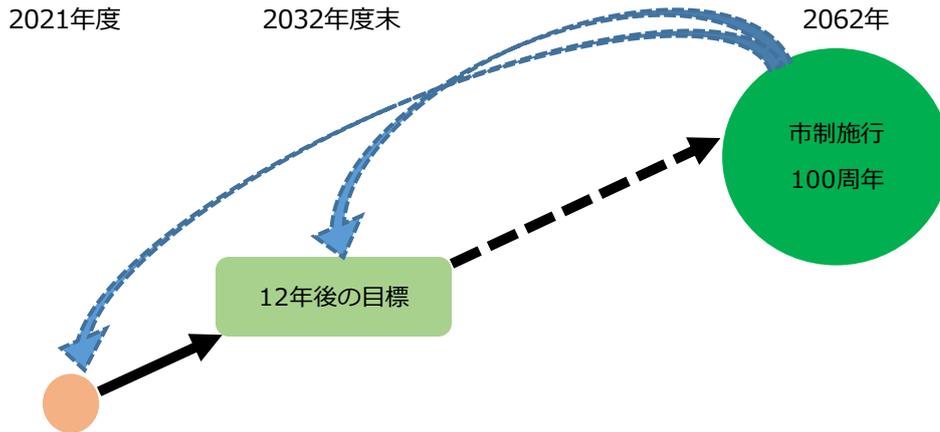
3

計画期間と構成

計画期間は、市制施行 100 周年(2062 年)を見据え、その通過点としての令和 3(2021)年度から令和 14(2032)年度の 12 年間とします。

現在の延長線上から導き出す 12 年後の目標ではなく、より長期的な視点を持ち、そこから逆算して 12 年間で取り組んでいく方向性を示します。

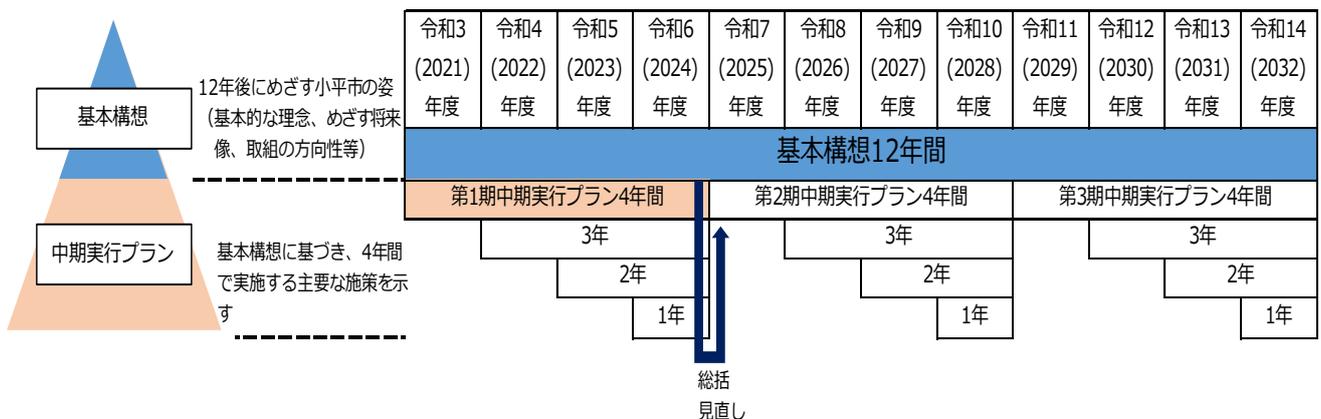
長期的な視点から逆算



計画の構成は、基本構想と中期実行プランの 2 層構造です。

基本構想は、小平市が大切にしたいまちづくりの姿勢を基本的な理念として据え、12 年後に目指す将来像及び将来像の実現に向けた取組の基本的な方向性を示すものです。

中期実行プランは、基本構想で示す将来像の実現に向け、各分野の個別計画等で推進する主要な施策を分野横断的に示すものです。中期実行プランの計画期間は 4 年間とします。毎年施策評価を実施し、修正や補完などがあれば翌年度以降に反映させるとともに、最終年度の 4 年目には総括を行ったうえで次期中期実行プランの見直しを行います。



第2章 小平市の概要

1 小平市のあゆみ

原始から中世

鈴木遺跡の発掘により、小平には3万数千年前の旧石器時代に人が暮らしていたことが明らかになっています。また、八小遺跡の発掘により、古代（奈良平安時代）にも人が活動していた痕跡が確認されています。しかし、水の確保が難しい武蔵野台地に人が定住するのは困難で、小平に人が定住するためには、承応3(1654)年の玉川上水の開通を待たなければなりません。

人は住んでいませんでしたが、小平の地は昔から交通の上では大切な場所で、古代（奈良平安時代）には東山道武蔵路という主要な道が通り、所沢と府中を結ぶ交通路でした。中世（鎌倉時代）になると鎌倉街道が通り、武士たちがこの道を通って戦いをくり広げました。江戸時代になって徳川家康が江戸に幕府を開くと、今までの南北の道に加えて東西の道がつくられます。青梅街道と五日市街道です。このように、この場所に人は住んでいなくとも、多くの人がこの道の道を通して生活していました。

近世から近代

玉川上水が完成した2年後の明暦2(1656)年、小川九郎兵衛が玉川上水と野火止用水に挟まれた青梅街道沿いを新田開発し、小川村ができます。享保7(1722)年に八代将軍徳川吉宗が新田開発を奨励すると、それ以降、小平市域では小川新田、大沼田新田、野中新田と右衛門組、野中新田善左衛門組、鈴木新田、廻り田新田が一斉に開拓されていきました。

明治22(1889)年4月1日に市制・町村制の施行により、これら7つの村が合併され「小平村」となりました。村名は、小川が最初の開拓村落であることと、地形が平らであることからつけられたといわれています。

明治27(1894)年には川越鉄道（現・西武国分寺線）が開通し、小平に初めて小川駅ができました。さらに昭和2(1927)年に西武鉄道（現・西武新宿線）が、昭和3(1928)年には多摩湖鉄道（現・西武多摩湖線）が開通し、人の往来が容易になりました。

大正末期から学園都市を造る計画が進められ、女子英学塾（現・津田塾大学）や東京商科大学予科（現・一橋大学小平国際キャンパス）が移転してくるとともに、軍や国の施設も開設され、すぐに人口も増えていきました。

現代

昭和19(1944)年2月11日に町制が施行され、小平町が誕生しました。当時の人口は15,595人（昭和18年12月24日）でした。翌年の終戦以降、静かな農村だった小平も、都市化に向けて動き出していきます。住宅難の東京都心部に近かったため都営住宅が多く建てられ、大工場の誘致も進み、昭和35(1960)年に行われた国勢調査で小平町の人口は52,923人と報告されました。昭和37(1962)年10月1日、市制が施行され、全国で558番目、都内では11番目の市として小平市が誕生しました。当時の人口は70,634人（昭和37年1月1日）でした。

そして、平成24(2012)年に18万人超の市民と市制施行50周年を迎え、市制施行100周年に向けて歩みを進めています。

	江戸(1603~1868)	明治(1868~1912)	大正(1912~1926)	昭和(1926~1989)	平成(1989~2019)	令和(2019~)
旧石器時代の遺跡						
古代の遺跡						
八小遺跡	1654年 玉川上水開通	1656年 小川九郎兵衛による 小川村の開拓	1889年 小平村となる	1927年 西武鉄道（現西武新宿線）開通	1928年 多摩湖鉄道（現西武多摩湖線）開通	
鈴木遺跡						
学園都市構想				1962年小平市となる		市制施行50周年
				1944年小平町となる		

2

小平市の特性

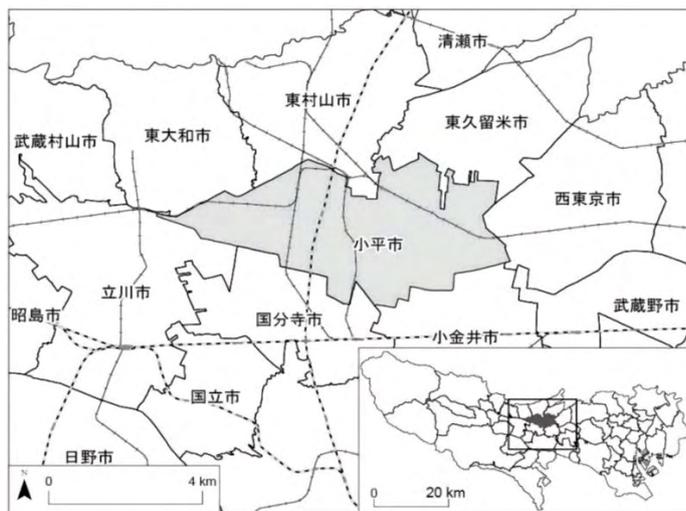
地勢

小平市は、都心からは26kmのところの位置し、面積は20.51km²です。市域全体が武蔵野台地にあり、高低差の少ない平坦な地形をなしています。東は西東京市に、西は東大和市・立川市に、南は小金井市・国分寺市に、北は東久留米市・東村山市に接しています。

■東京都における小平市の位置

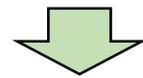


■小平市と周辺自治体との位置関係



市民の声

- ・自然災害が少ない
- ・坂が少なく、買い物に行くにも便利



どのように
いかせるか

- ・武蔵野台地のほぼ中央に位置しているということも強みとし、防災減災に関して強化していく
- ・歩きやすいまち健康維持にもつながる

自然環境

小平市の自然を代表する小平グリーンロードは、「狭山・境緑道」、「玉川上水」、「野火止用水」、「都立小金井公園」を結び、小平市を一周する約 21km の起伏の少ない水と緑の散歩道です。平成 16(2004)年には「美しい日本の歩きたくなる みち 500 選」に認証され、また、平成 27(2015)年には「新日本歩く道紀行 100 選『水辺の道』」に認定されました。小平グリーンロード沿いには駅が点在し、駅からそのまま緑豊かな快適空間につながります。市の周りをぐるりと取り囲んでいるこのグリーンロードは、場所や季節によって様々な姿を見せてくれます。

また、市内の農地は貴重な緑の空間でもあり、ゆとりある小平らしい景観をつくりだしています。

■玉川上水



■農地

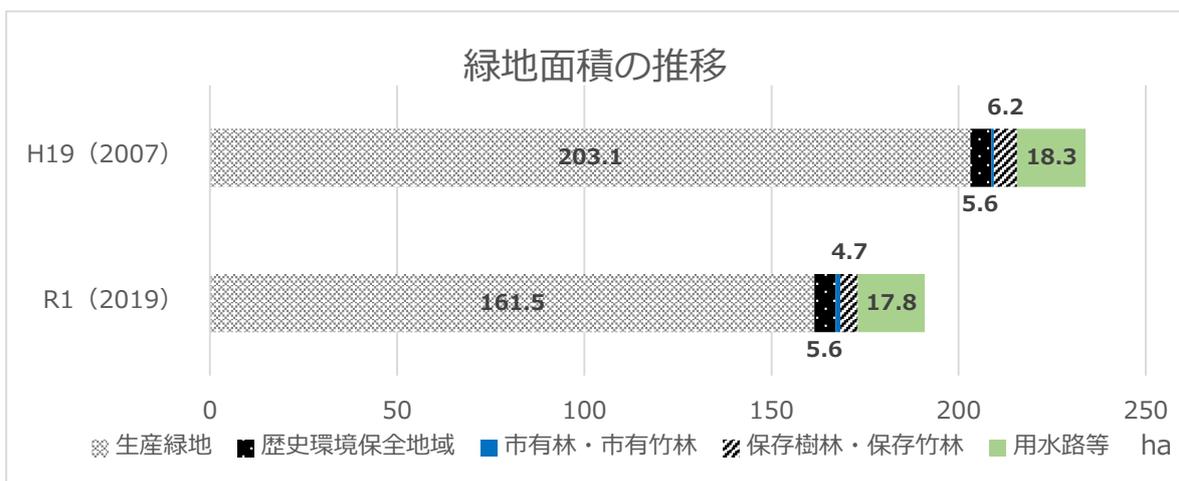


市民の声

- ・小平市に住み続けたい理由
第1位「自然環境がよい」59.6%
- ・小平市に愛着を感じる理由
第1位「緑や自然環境」61.3%
(小平市長期総合計画策定のための市民アンケート調査(平成30年))
- ・緑が多く空気がよい
- ・緑豊かで文化的なまち

どのように
いかせるか

- ・グリーンロードなど、多くの人
が往来する場所で交流を生み出す
- ・自然を残し、良質な子育て環境
をつくる
- ・緑や自然を活用し、気軽に観光
できるまち



学園都市

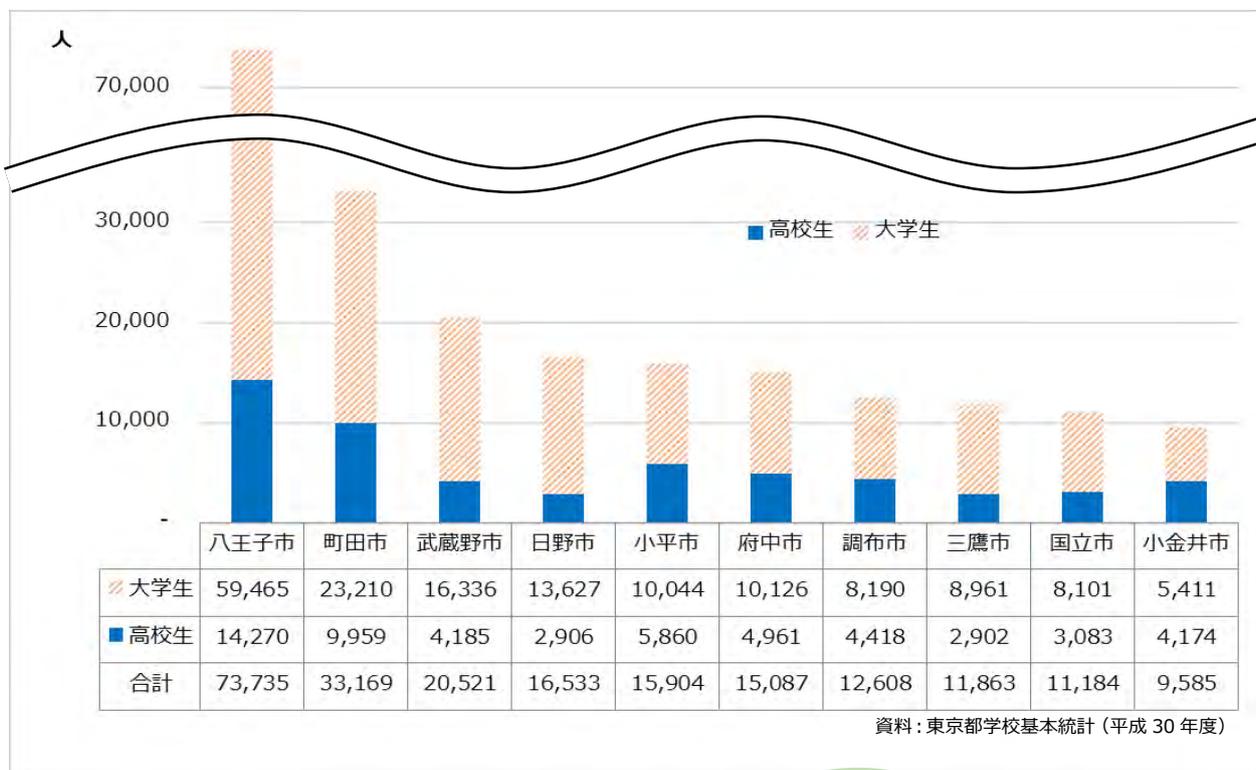
大正末期、小平に学園都市を造ろうという構想が持ち上がり、昭和の始めには現在の津田塾大学、一橋大学小平キャンパスが移転してきました。

戦後も、白梅学園短期大学（現・白梅学園大学、白梅学園短期大学）、武蔵野美術大学、嘉悦女子短期大学（現・嘉悦大学）、文化女子大学（現・文化学園大学）と大学の進出が相次ぎました。また、高校も複数立地しています。現在では5つの大学や6つの高校で1万5千人を超える学生が学んでいます。さらに、都立小平特別支援学校の他、複数の大学校など個性ある専修学校や各種学校などがあります。

さらに、大学、地域、行政などの協働を通じて地域を盛り上げていくことを目指した小平市大学連携協議会（こだいらブルーベリーリーグ）が設立されるなど、地域との連携やつながりを深めており、地域の活性化の一端を担っています。

また、市内の中学・高校の吹奏楽部がルネこだいらに集結して吹奏楽の魅力を伝える「小平吹奏楽フェスティバル」や、地域の幼児から社会人まで幅広い年齢層が、よさこいやダンスの発表を行う「小平よさこいスクールダンスフェスティバル」などは、まちの活気を生み出しています。

■多摩各市の学生数（上位10市）



■小平吹奏楽フェスティバル



市民の声

- ・学生が多く活気がある
- ・多くの大学が存在する学園のまち
- ・文化的なまちであり続けてほしい

どのように
いかせるか

- ・教育機関が多様であり、生涯学び続けられるまち
- ・学生や若者の知恵と行動力をいかす

地域資源

小平市は、ブルーベリー栽培発祥の地です。そうしたブルーベリーをはじめとする季節の農産物、東京都の指定文化財である鈴木遺跡、小平ふるさと村や平櫛田中彫刻美術館などの文化施設、屋敷林や短冊型の農地などの歴史的景観、市民まつりや地域のお祭りなどのイベント、津田梅子など歴史上の人物、保有数都内1位の丸ポスト等、小平市には多様で豊かな地域資源が存在します。

■農産物直売所



■小平ふるさと村と丸ポスト



■灯りまつり



■津田梅子

新5千円札の肖像に選定された津田梅子（予定）

市民の声

- ・ブルーベリーなど果物がおいしい
- ・玉川上水や平櫛田中彫刻美術館を通して歴史が学べる
- ・お祭りが多く、地域の方と触れ合う機会が多い

どのように
いかせるか

- ・小平への愛着を感じる要素として、PRも含め多様な主体が関わる
- ・多世代の交流を生み出す

協働の気運

小平市では、古くから地域での協働の取組が行われています。例えば「沼さらい」と呼ばれる清掃活動では、用水路沿いの住民や自治会などが地域の力を結集して行っています。小平を開拓した先人たちから受け継いだ伝統ある行事が、現在も形を変えながら続けられています。

また、昭和 39(1964)年に中学校通学区域を単位として、その後、昭和 57(1982)年度から現在の小学校通学区域を単位として再編された 19 の青少年対策地区委員会が青少年の健やかな成長を願って活動しています。委員として、地区内の有志、自治会、商店会、子ども会、教職員、PTA 関係者、民生委員・児童委員、保護司、青少年委員など多くの方々が携わっており、地域全体で子どもたちを見守りはぐくむ取組を進めています。青少年対策地区委員会が行う様々なイベントは、児童・生徒、保護者、地域住民など、多世代がつどい、地域のつながりをつくることのできる場ともなっています。

このような、歴史的な経緯における住民相互の助けあいや、地域に根ざしたコミュニティが醸成されている一方で、少子高齢化や核家族化、高度情報化の進展、市民のライフスタイルや価値観の変化などに伴い、地域のことは地域で解決するという地域社会の意識が希薄化し、地域社会活動に参加する機会や関心の減少が懸念されています。

こうした中、小平市第三次長期総合計画に基づいて、参加と協働を通じた市民自治のまちづくりを進めてきました。平成 21(2009)年 12 月に施行された「小平市自治基本条例」は、自治を進めていくための基本的な原理原則を明確にしたものです。

小平市第三次長期総合計画の期間中には、市民活動を支援する拠点として市民活動支援センター「あすぴあ」を開設し、協働の基盤が確立しました。

市内を中心に活動する様々な人が集まって創り上げる、多様なイベント等も開催されています。例えば「みんなでつくる音楽祭」は、音楽のジャンル、世代、障がいの有無などにとらわれず、みんなで楽しむ手作りの音楽祭です。

身近な地域においては、東日本大震災や多様化・複雑化する社会課題を踏まえ、自らの地域を担うしくみである地域自治の推進に取り組んでいます。そのためのきっかけづくりとして、学園西町地区や学園東町地区では、自治会や町会などを中心に、地域に関わる様々な団体との一層の連携を図る地域連絡会を開催し、住みよい地域づくりを目指しています。

■沼さらい



■みんなでつくる音楽祭



市民の声

- ・地域住民がまとまっていて、古くからある伝統を重んじ、継承し、地域の行事やお祭り等、積極的に集える場がある
- ・小平市は若い人が関われる土壌がある

どのように
いかせるか

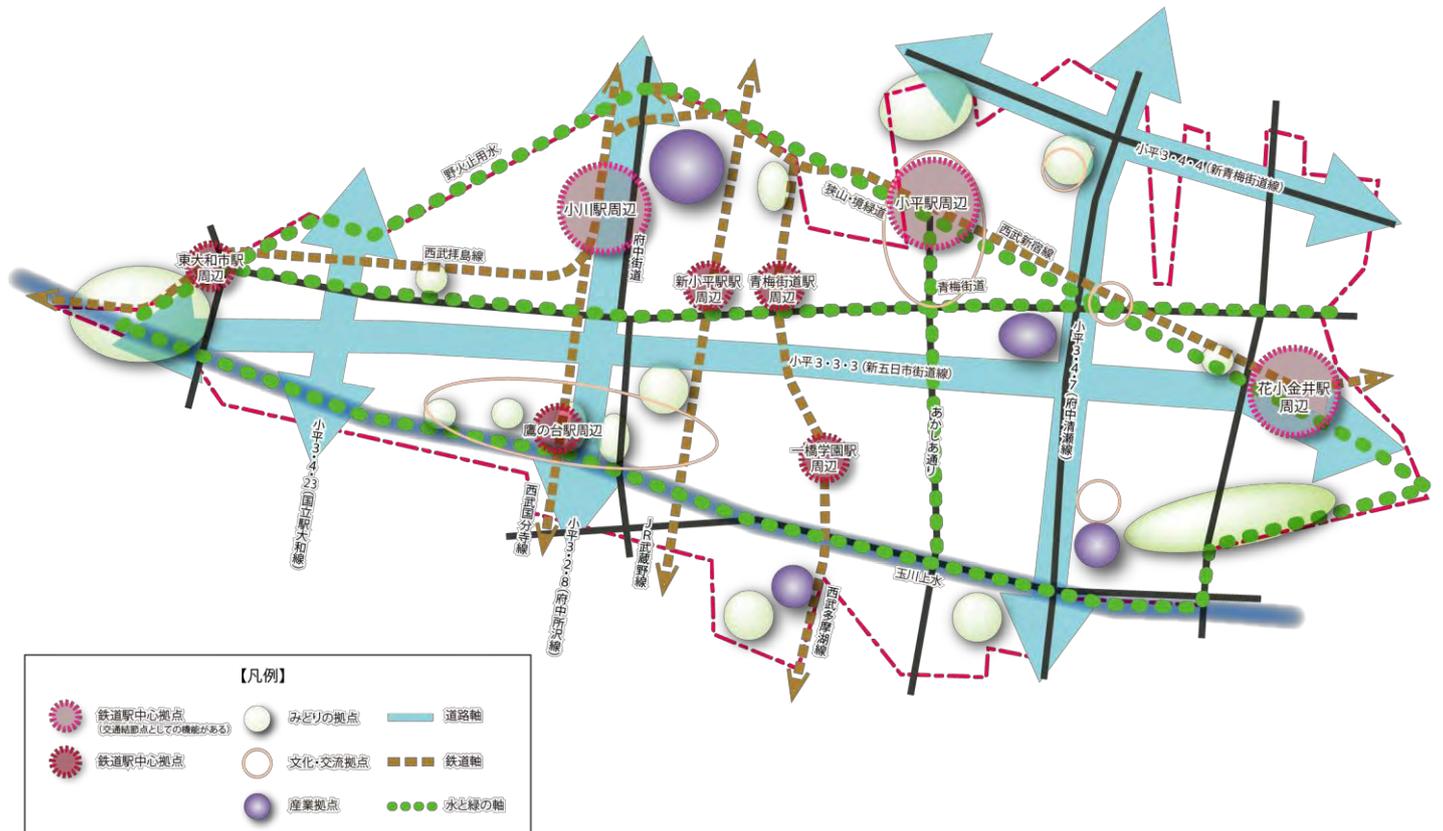
- ・住民が主体的に地域課題を把握して、その課題を解決する体制づくり
- ・市民の力をもっと発展させていく

3

都市構造

小平市都市計画マスタープラン（平成 29(2017)年 3 月）では、鉄道駅を中心とした利便性の高い生活圏の形成を目指し、メリハリのある役割・機能分担と互いの交流を支える連携軸（ネットワーク）の強化を図ることで、市全体としての都市機能の向上を目指し、持続可能な都市の形成を図ることとしています。

■ 将来都市構造図



第3章 まちづくりの取組と成果

1

これまでの長期総合計画

昭和 35(1960)年には約 5 万 3 千人であった人口は、平成 27(2015)年の国勢調査で 19 万人を超えました。小平市のまちづくりも、この増加基調の人口推移に合わせる形で、これまで進められてきました。

長期総合計画基本構想（第一次）

昭和 44(1969)年の地方自治法の一部改正により、市町村が基本構想を定め議決を経て計画的な行政の運営を図ることとされたことに伴い、昭和 45(1970)年 3 月に「小平市長期総合計画基本構想」を示し、翌年度に策定した昭和 46(1971)年度から昭和 55(1980)年度の 10 年間にわたる「長期総合計画基本計画」及び昭和 56(1981)年度から昭和 60(1985)年度の 5 年間にわたる「第二次長期総合計画基本計画」の中で、「みどりゆたかな住宅都市をめざして」を将来都市像として決めました。前期 10 年間、後期 5 年間とする基本計画において基幹的な事業を明らかにし、主に小中学校をはじめとする多くの公共施設が整備されました。

この間の人口は、130,780 人（昭和 45 年 1 月 1 日）から 153,118 人（昭和 60 年 1 月 1 日）と約 17%増加しました。

新長期総合計画基本構想（第二次）

昭和 61(1986)年度から平成 17(2005)年度の 20 年間にわたる「小平市新長期総合計画基本構想」を策定し、「緑と活力のあるふれあいのまち小平」を将来都市像として決めました。前期 10 年間、後期 10 年間とする基本計画において基幹的な事業を明らかにし、主に下水道普及率 100 パーセントの達成や、市民文化会館の整備等も実現しました。この間の人口は、154,347 人（昭和 61 年 1 月 1 日）から 176,486 人（平成 17 年 1 月 1 日）と約 14%増加しました。

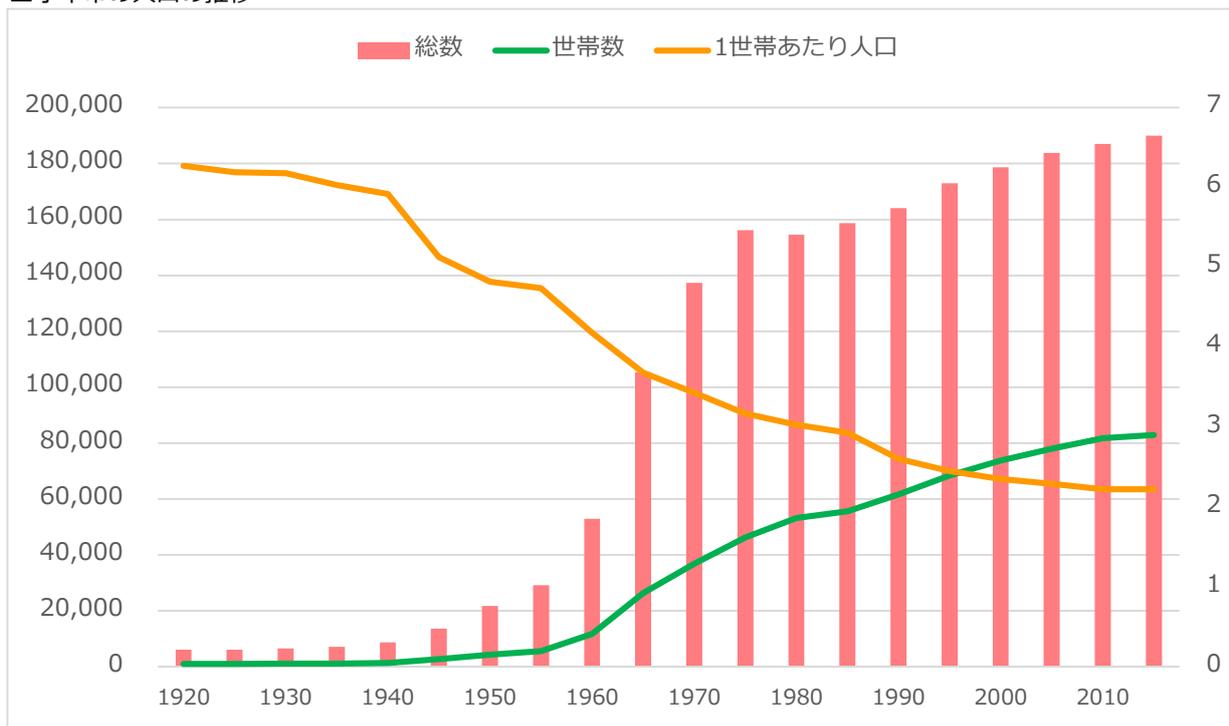
こだいら 21 世紀構想（第三次）

21 世紀に入り、平成 18(2006)年度から令和 2(2020)年度の 15 年間にわたる「こだいら 21 世紀構想（小平市第三次長期総合計画基本構想）」を策定し、「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」を将来都市像として定め、平成 18(2006)年度から 10 年間の前期基本計画を策定し、計画的な行政運営を進めてきました。

この間、リーマンショック（平成 20(2008)年度）や東日本大震災（平成 23(2011)年度）、国の政権交代（平成 21(2009)年度、平成 24(2012)年度）など、社会経済に大きなインパクトを与える出来事が続発し、計画の前提となる条件が短期間で変化する傾向が見られるようになってきました。また、法令等の要請や行政課題への対応等によって策定される個別計画等は、その特定分野において基本計画以上の実効性が見られるようにもなってきました。

こうしたことから、前期基本計画の計画期間（平成 27(2015)年度）を前倒し、平成 25(2013)年度以降は、平成 25(2013)年度から平成 28(2016)年度の 4 年間の「中期的な施策の取組方針・実行プログラム」、平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度の 4 年間の「新 中期的な施策の取組方針・実行プログラム」を策定し、4 年間の施策の取組方針を示すとともに、各分野で重点的に推進するテーマを掲げ、取り組んできました。この間の人口は、176,773 人(平成 18 年 1 月 1 日)から 194,869 人（令和 2 年 1 月 1 日）と約 10%増加しました。

■小平市の人口の推移



資料: 国勢調査

2 第三次長期総合計画のふりかえり

第三次長期総合計画では、5つの分野を設定し、総合的にまちづくりを進めてきました。この間に実施した主な施策を5つの分野の視点からまとめます。

■安全・安心で、いきいきとしたまち（地域・安全・生活・文化）

実施した主な施策等

- 市民活動支援センター、小川町二丁目地域センター、小川町一丁目地域センターの開館
- 市民活動支援センター「あすぴあ」や社会福祉協議会との連携、学園西町地区地域連絡会における居場所づくりの実現、小川西町地区での地域防災の連携、子育てサロンの開設等
- 大学連携協議会（こだいらブルーベリーリーグ）やこだいら人財の森事業の実施により、地域の課題に取り組む仕組みづくり
- 防犯情報システム整備、国民保護計画策定 ●防災行政無線の子局整備、備蓄品の充足
- 自主防災組織、災害協定の締結数の増など、市や防災関係機関及び市民が連携して取り組む体制づくりの充実
- 空き家等対策計画の策定
- 文化振興の基本方針策定 ●鈴木遺跡の東京都指定史跡化及び国指定史跡化に向けた取組
- 市史編さん事業の実施 ●地域資料等の総合的な管理提供体制の整備

■快適で、ほんわかとするまち（緑・水・環境）

実施した主な施策等

- 小川緑地の用地取得と整備、用水路親水整備事業の実施 ●花いっぱいプロジェクトの活動等の実施
- 都市計画公園の整備の検討（鎌倉公園・鷹の台公園）
- 市民参加による用水路の保全 ●新堀用水のり面・胎内堀保全改修
- 公共下水道合流式・分流式汚水事業の実施 ●下水道プランに基づく浸水対策、雨水管きよ等の整備
- 地域エネルギービジョンの策定 ●市民版環境配慮指針に基づく省エネ創エネ
- 太陽光発電の導入拡大（市民への設置費用の助成、公共施設への設置、市民共同発電所との連携等）
- エコセメント事業の安定的運営への支援
- 食物資源循環モデル事業の推進等による生ごみの減量及び食物資源としての有効活用
- 家庭ごみ有料化・戸別収集の実施やリサイクルセンター更新など循環型社会に向けた取組の強化

■健康で、はつらつとしたまち（次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習）

<p>実施した主な施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児医療費助成制度の拡大 ●小川町二丁目児童館、小川町一丁目児童館の開館 ●子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童対策として認可保育園等の整備、学童クラブの増設とともに、子ども家庭支援センター、子ども広場、一時預かり事業、病児・病後児保育、児童館、子育てふれあい広場等の事業を推進 ●市立小川西保育園の建替え ●アクティブプラン 21（第三次小平市男女共同参画推進計画）改定 ●女性相談機能の充実 ●子ども・若者計画に基づく子ども・若者育成支援施策の総合的・体系的な推進 ●妊娠期からの切れ目ない支援や子育て世代包括支援センター事業の推進 ●こだいら健康増進プランに基づく健康増進の推進 ●基幹型地域包括支援センター開設 ●地域包括ケア推進計画に基づく「地域包括ケアシステム」の構築 ●福祉サービス総合支援事業の推進 ●障がい者地域自立生活支援センター開設 ●障がい者福祉計画に基づく相談支援事業所の設置、情報提供、助言、サービス利用支援 ●教育振興基本計画の策定 ●学校支援ボランティア、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等多様な主体との連携による児童・生徒の学力向上及び健全育成の推進や特別支援教育の充実 ●地域教育サポート・ネット事業や放課後子ども教室推進事業などによる地域の教育力の向上 ●公共施設予約システムの導入 ●生涯学習の拠点としてのなかまちテラス開館 ●公民館事業企画委員会による地域のネットワークづくりやコミュニティづくりの支援 ●図書館レファレンスサービスの充実 ●スポーツ振興の基本方針策定 ●スポーツボランティア制度の導入 ●子どもから高齢者までのライフステージに応じたスポーツに親しめる機会の充実
--

■住みやすく、希望のあるまち（都市基盤・交通・産業）

<p>実施した主な施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小川町一丁目及び小川四番土地区画整理事業の実施 ●都市計画マスタープランの改定 ●組合施行による小川駅西口地区、小平駅北口地区の市街地再開発事業に対する財政的、技術的支援等 ●都市計画道路 3・4・10 号線、3・4・21 号線、3・4・23 号線整備事業の実施 ●3・4・19 号線の事業認可取得 ●市道の維持管理 ●コミュニティバス、コミュニティタクシー運行 ●指定管理者制度導入による自転車駐車場の有料化 ●小平グリーンロード活性化事業の実施 ●「こだいら観光まちづくり協会」を設立及び特徴的なイベントの実施等による地域のにぎわいの創出 ●産業振興基本計画・農業振興計画・観光まちづくり振興プランに基づく産業の活性化、農業の振興及び観光まちづくりの推進
--

■健全で、進化するまち（地方自治・行財政）

<p>実施した主な施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例施行 ●市制施行 50 周年記念事業の実施 ●行政評価の実施 ●行財政再構築プランの策定、実施（協働の推進、歳出削減、自主財源確保等） ●まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、実施 ●多摩北部都市広域行政圏協議会や国分寺市等近隣自治体との連携の推進、広域的な課題や市域を超えた行政課題へ対応 ●「公共施設マネジメント基本方針」等に基づく、個別施設の更新等に向けた対応 ●スマートフォン版のホームページ、メールマガジン、音声広報等、様々な媒体による市政情報の提供 ●市民窓口サービス改善の取組（総合的窓口、窓口委託等）
--

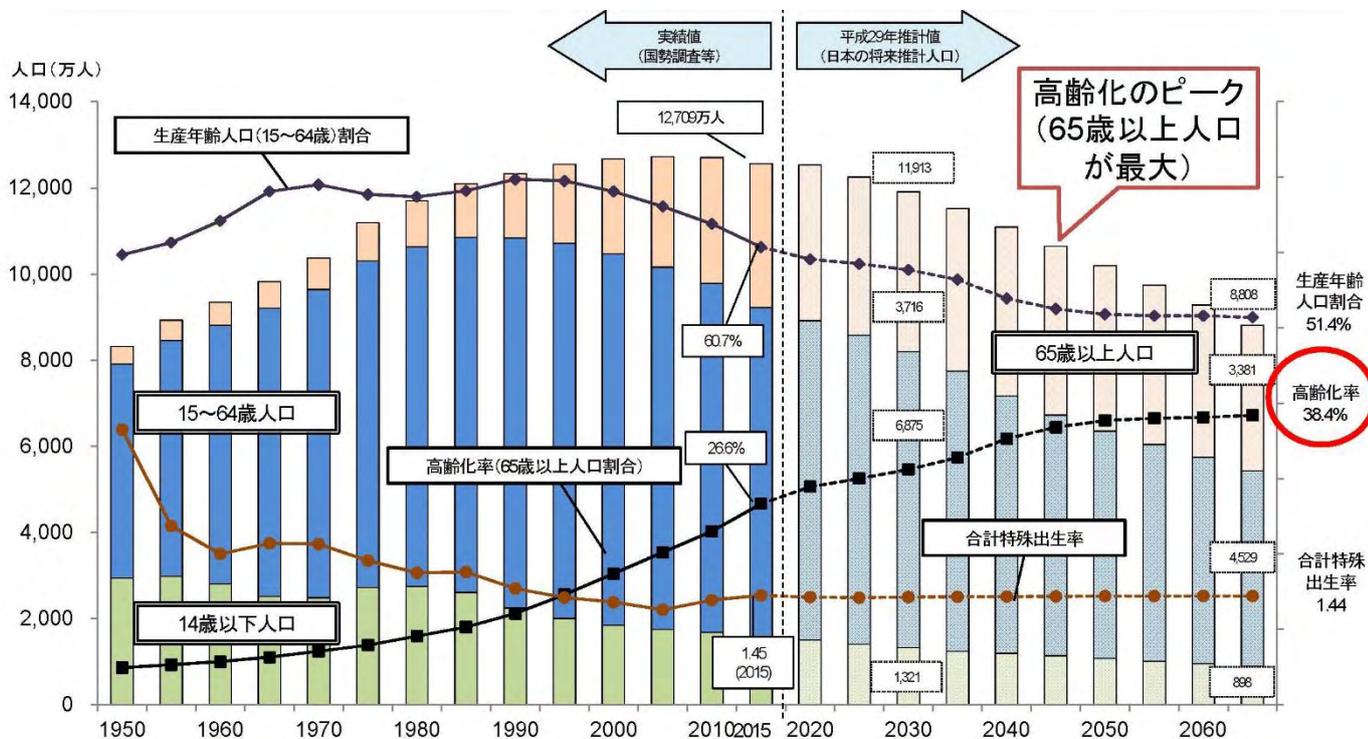
第4章 小平市を取り巻く状況

1 人口減少、人口構成の変化

わが国の総人口は、戦後増加を続けていましたが、平成 20(2008)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、平成 30(2018)年現在、1 億 2,644 万人に至っています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計(出生中位(死亡中位)推計)によると、総人口は令和 47(2065)年には約 8,808 万人にまで減少することが予測されています。

また、わが国では少子高齢化の進行が著しく、平成 27(2015)年国勢調査では年少人口(0~14 歳人口)が 12.5%、生産年齢人口(15~64 歳人口)が 60.8%、老年人口(65 歳以上人口)が 26.6%となっています。この少子高齢化の傾向は今後も続き、令和 47(2065)年には、年少人口が 10.2%、生産年齢人口が 51.4%、老年人口が 38.4%になるものと推計されています。

■日本の人口推計

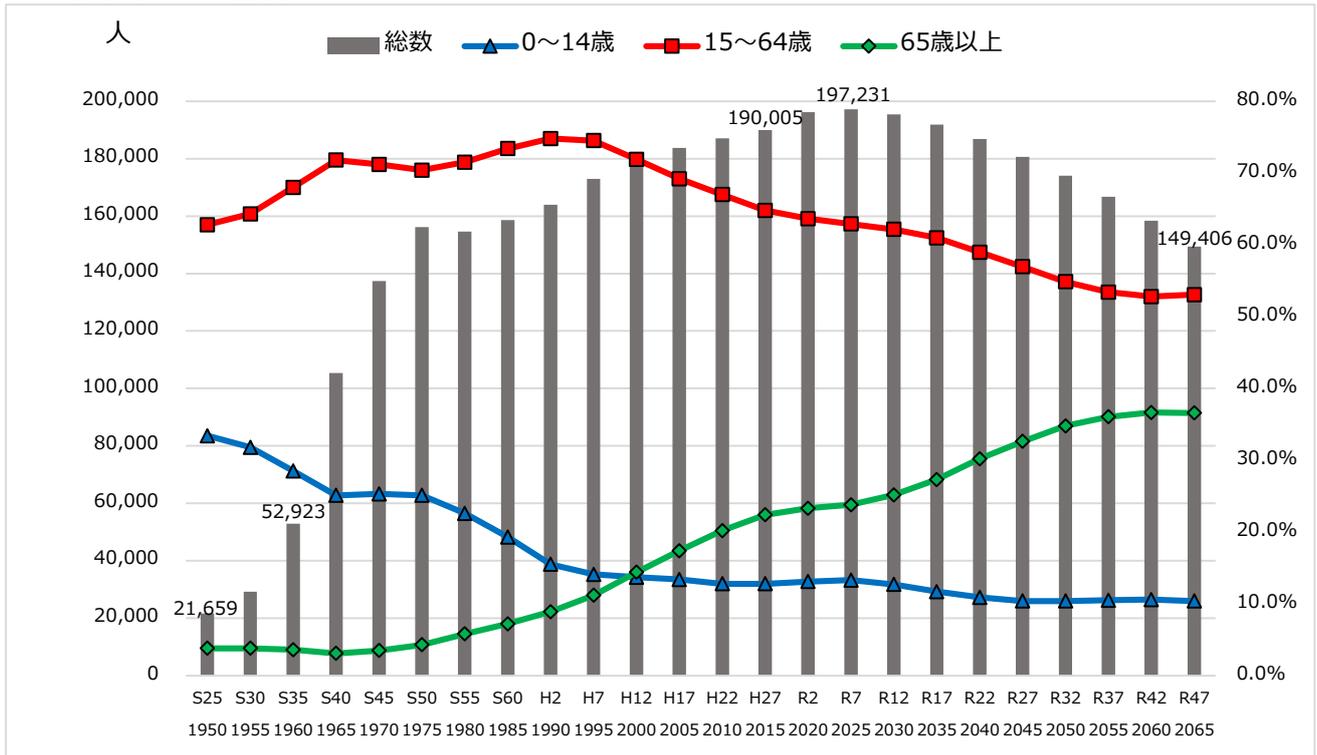


資料：厚生労働省

こうした傾向は小平市も同様で、総人口は令和 7(2025)年をピークに減少に転じ、市制施行 100 周年を迎える 2060 年代には、14 万人台になることが推計されています。

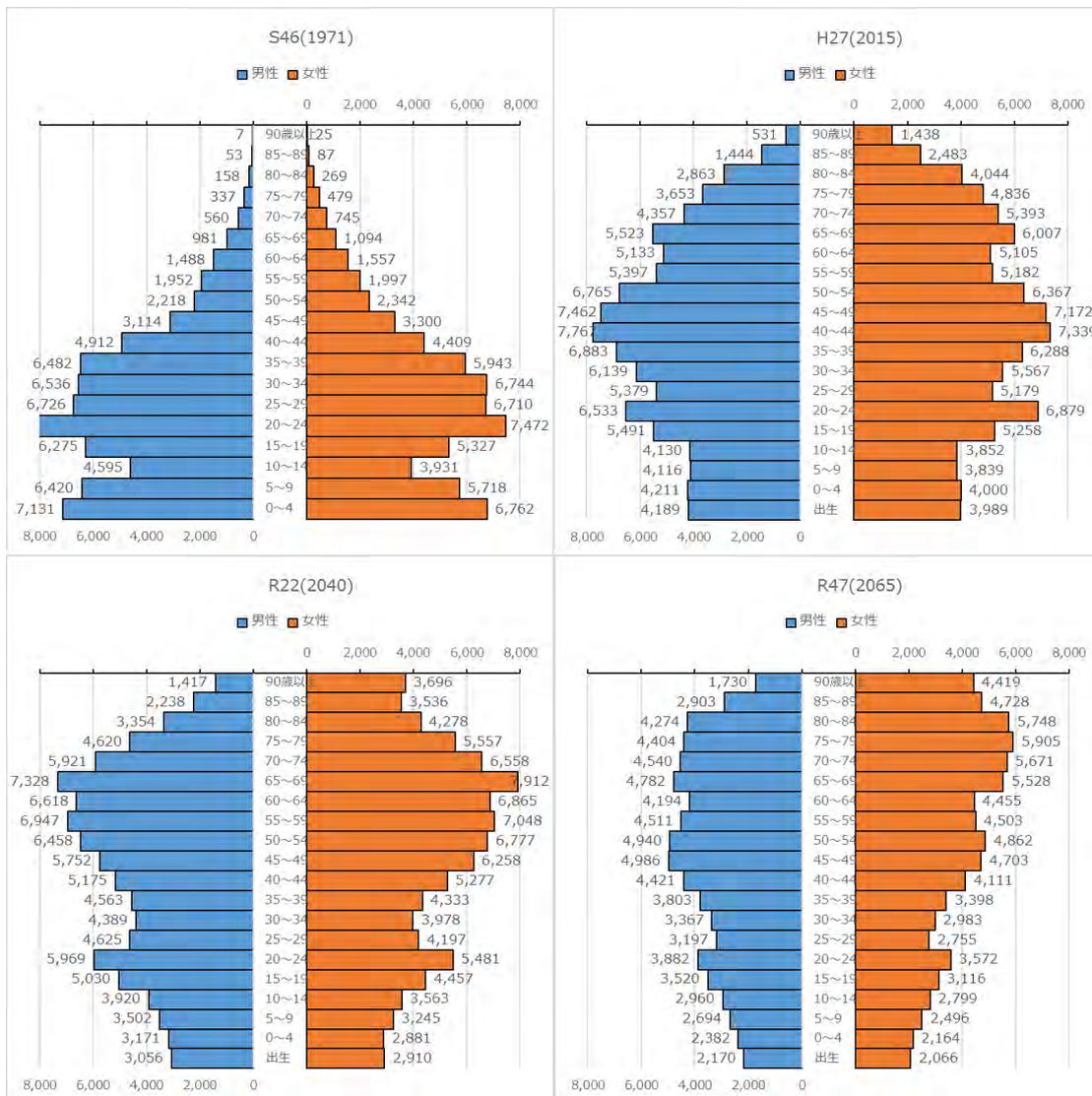
人口構成も大きく変わることが推計されています。小平市の人口構成の変化を示すグラフを見ると、第 2 次ベビーブーム期(昭和 46(1971)年~昭和 49(1974)年)の昭和 46(1971)年には、底辺が広い三角形をしています。第二次ベビーブーム世代が 70 歳を超える令和 22(2040)年には、重心が上方にきています。令和 47(2065)年には全体的に細くなっていくことが示されています。

■小平市の人口推計



資料：国勢調査、小平市人口推計報告書補足版（令和元年8月）

■小平市の人口構成の変化

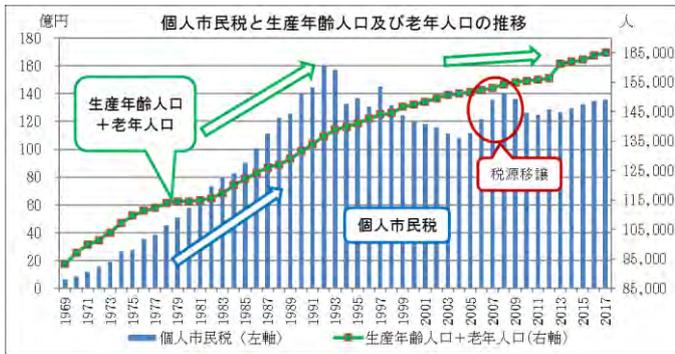


2

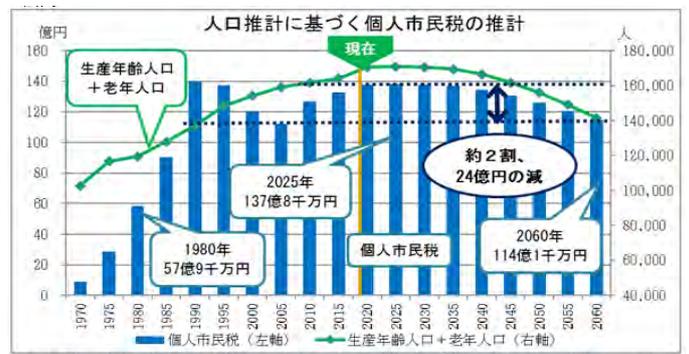
経済財政状況の変化

小平市の歳入の根幹である市税の約45%を占める個人市民税は、景気その他、人口や住民の年齢層に大きく左右されます。今後の生産年齢人口と老年人口を合算した伸び率に合わせた個人市民税の推計によると、令和7(2025)年度から令和42(2060)年度までの35年間で、24億円減少することが見込まれます。

■小平市の市税の推移



資料：市町村地方財政状況調査、住民基本台帳



資料：市町村地方財政状況調査、小平市人口推計報告書補足版(令和元年8月)から推計

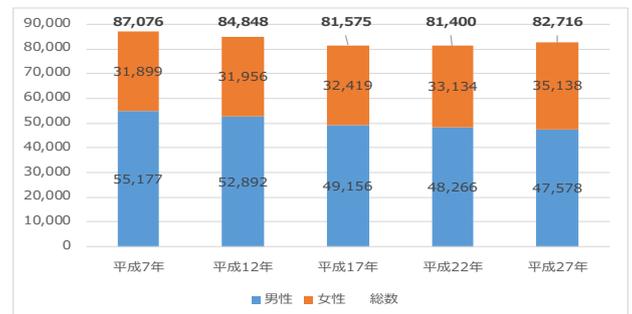
小平市民の約75%は第三次産業に就業しているとともに、近年では、女性の就業者数が増加しています。総務省の労働力調査によると、生産年齢人口における女性の就業率は、男女雇用機会均等法が施行された昭和61(1986)年は53.1%でしたが、平成28(2016)年は66.0%と、最近30年の間に約13%ポイント上昇していることが報告されています。

■小平市の産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

■小平市の男女別就業者数の推移



資料：国勢調査

扶助費に国民健康保険事業特別会計等への繰出金を加えた社会保障関係費は、平成27(2015)年度には248億円でした。今後の老年人口の推計の伸び率に合わせて社会保障関係費を推計すると、ピーク時の令和32(2050)年度には357億円と見込まれます。金額で108億円の増、率で1.4倍となり、歳出予算に占める割合もさらに大きくなります。

■小平市の社会保障関係費の推移



資料：市町村地方財政状況調査、住民基本台帳



資料：市町村地方財政状況調査、小平市人口推計報告書補足版(令和元年8月)から推計

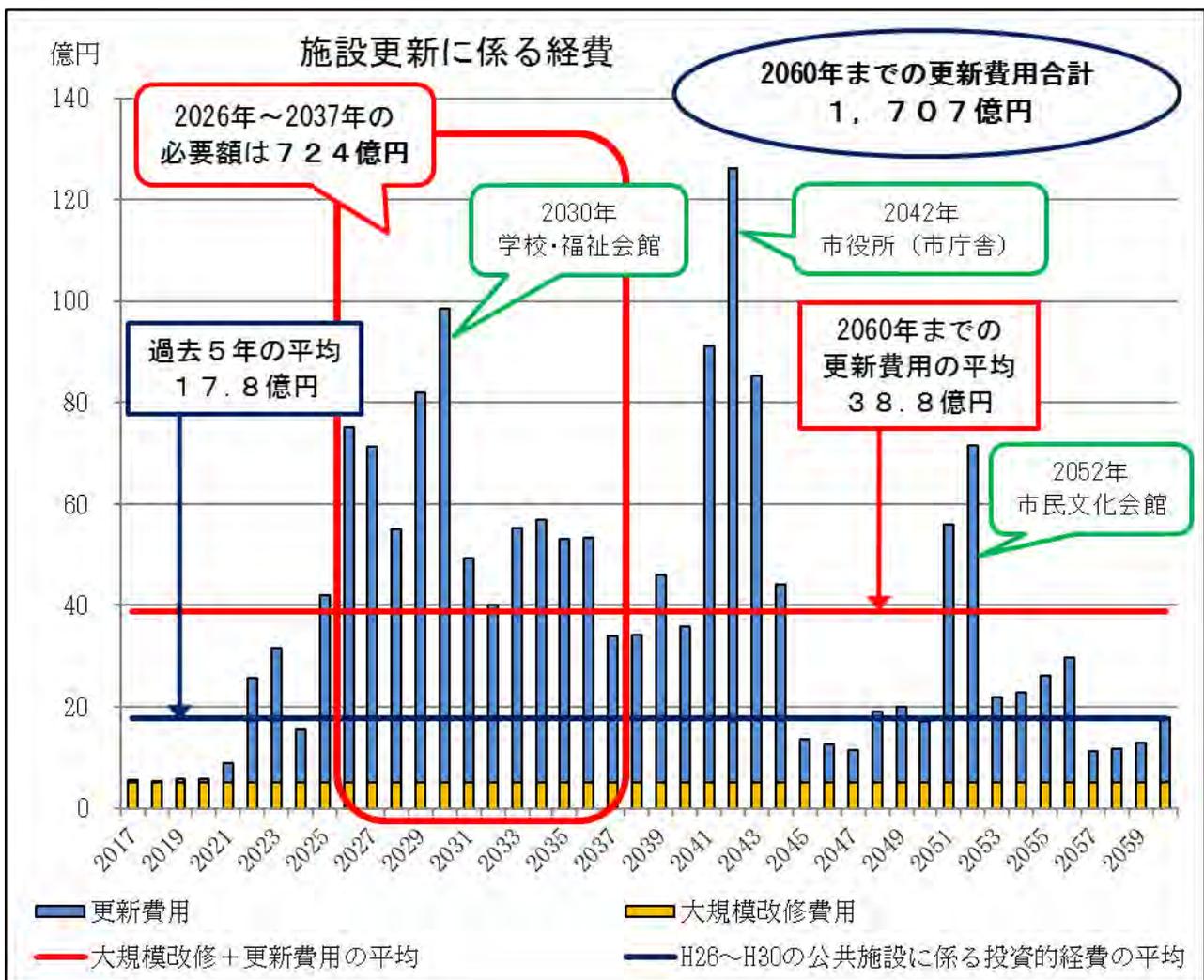
3 公共施設の老朽化に伴う更新ピーク到来

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。地方公共団体において過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えますが、地方自治体の財政は厳しい状況が続きます。また、人口減少、少子高齢化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれます。こうした中、公共施設等の一元管理と中長期的な維持管理、更新等を見据えた施設の管理運営、更には既存ストックの合理的な利活用も含めたマネジメントの推進が求められています。

小平市においても、急激に人口が増加した1960年代から1970年代にかけて公共施設を集中して整備し、1980年代以降も市役所や市民文化会館など大規模な施設を建設しました。これらの多くの建物が更新時期を迎えます。仮に、これまで保有してきた公共施設を全て同じように更新する場合の令和42(2060)年までの更新費用の合計は1,707億円にのぼることが推計されており、現実的には極めて困難です。

これらのことを踏まえ、平成27(2015)年に策定した「小平市公共施設マネジメント基本方針」に掲げる「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念のもと、持続可能な施設総量の見直しとサービスの最適化、量の最適化、コストの最適化、性能の最適化に向け、取り組んでいく必要があります。

■小平市の公共施設の更新に係る経費



資料：小平市公共施設データ集、市町村地方財政状況調査

4

自然災害や気候変動に対する安全安心への対応

近年の巨大地震や異常気象の不安や教訓から、防災に対する意識や対策への関心が高まっています。自然災害から生命や財産を守るための総合的な防災対策を充実させるとともに、人と人とのつながりや助けあい、支えあいといった地域コミュニティ機能を高めていくことが重要です。

■東日本大震災以降の主な自然災害

平成 23(2011)年 3月 11日 東日本大震災	東北太平洋沖地震（9.0 モーメントマグニチュード、最大震度7）とこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害。地震の後、場所によっては波高 10m 以上の巨大な津波が発生した。関連も含めた死者は 1 万 9,630 人（2018 年 3 月 1 日時点）。
平成 25(2013)年 10 月 台風 26 号	2013 年 10 月 11 日に発生し、10 月 16 日に関東地方に接近した台風。この台風の影響で、伊豆諸島の伊豆大島で記録的な大雨となり、土石流により甚大な被害が発生した。死者、行方不明者は 43 人。
平成 26(2014)年 2 月 大雪	2014 年 2 月 14 日夜から 15 日にかけて、低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、北日本と関東甲信地方の 18 地点で観測史上 1 位の大雪となった。死者 26 名、負傷者 701 名の人的被害の他、農業関係の被害が甚大となった。
平成 27(2015)年 9 月 関東東北豪雨	9 月上旬に、関東地方北部から東北地方南部を中心として 24 時間雨量が 300mm 以上の豪雨とそれに伴う鬼怒川堤防の一部決壊など大規模な被害をもたらした。死者は 20 人。
平成 28(2016)年 4 月 熊本地震	2016 年 4 月 14 日 21 時 26 分以降に熊本県と大分県で相次いで発生した地震。震度 7 のあとに震度 6 強、震度 6 弱の地震が連続して発生した。死者は 272 人。
平成 30(2018)年 7 月 西日本豪雨	7 月上旬に、広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害をもたらした豪雨災害。死者は 200 人を超えた。
平成 30(2018)年 7 月 猛暑	日本全国で 7 月に熱中症により緊急搬送された人は 5 万 4220 人、死者は 133 人で、2010 年 8 月の搬送者 2 万 8448 人、2010 年 7 月の死者 95 人を上回り、2008 年の統計開始以降、月別で最多となった。
平成 30(2018)年 9 月 北海道胆振東部地震	地震発生後、約 11 時間は全道で停電（ブラックアウト）。全道の 5 割が停電解消となったのは約 30 時間後。北海道電力は、全道停電後、約 64 時間後に復旧宣言を行った。ただし、停電が完全に解消したのは約 1 カ月後の 10 月 5 日となった。
平成 30(2018)年 10 月 台風 24 号	2018 年 9 月 21 日に発生し、関東地方に接近した 10 月 1 日 0 時過ぎには、八王子市では最大瞬間風速 45.6m を観測し、2008 年の気象庁の統計開始以来の 1 位の記録を更新した。
令和元(2019)年 10 月 台風 19 号	2019 年 10 月 6 日に発生し、関東地方に接近した 10 月 12 日に伊豆半島上陸後、関東地方を通過した。10 月 10 日から 10 月 13 日までの総降水量が、神奈川県箱根で 1000 mm に達するなど、東日本を中心に 17 地点で 500mm を超えた。

■小平市における自然災害

小平市においても、近年、大雨や猛暑など、気候変動の影響が顕著に現れています。平成 30(2018)年に発生した台風 24 号では、市内での倒木が 105 件など大きな被害がありました。



5 暮らしや働き方を変える Society5.0 時代の到来

平成28(2016)年1月22日に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」(内閣府)において、わが国がめざすべき未来社会の姿として「Society(ソサエティ) 5.0」が提唱されました。

IoT(モノのインターネット)やAI(人工知能)といった最新テクノロジーに対応させて、それぞれの人がより快適で豊かな生活が送れるようになることが、Society5.0の大きな目的です。



資料:内閣府

令和 2(2020)年の年明けとともに拡大した新型コロナウイルスの脅威は、世界全体に対して社会的、経済的に甚大な影響を及ぼしました。そして、新型コロナウイルス感染症拡大への対処の中で、テレワークやオンライン授業、オンライン診療といった新しい取組が進められるなど、サイバー空間の積極的な活用を余儀なくされ、Society5.0 への転換が一気に加速されました。

今後、より先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、経済の発展と社会的な課題の解決が期待されます。現在は社会の大きな転換期にあり、子どもや若者が Society5.0 時代を生き抜く力を育むことが重要となります。



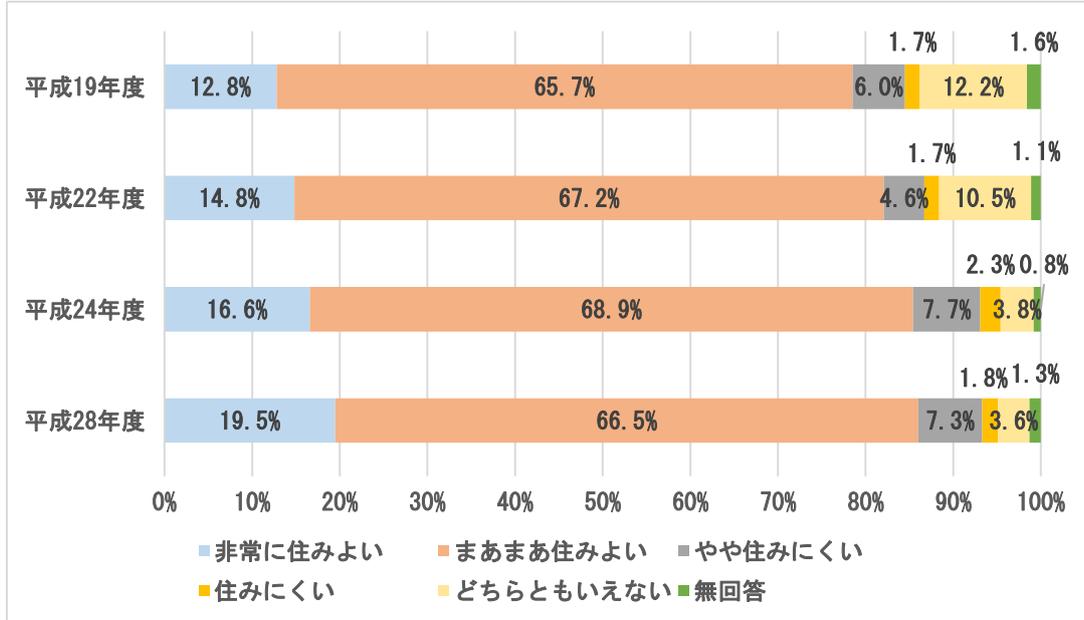
資料:内閣府

第5章 まちづくりに関する市民意識

「小平市政に関する世論調査」や平成30年度に実施した「小平市長期総合計画策定のための市民アンケート調査」の結果は次のとおりです。

小平市の住み良さに関する意識

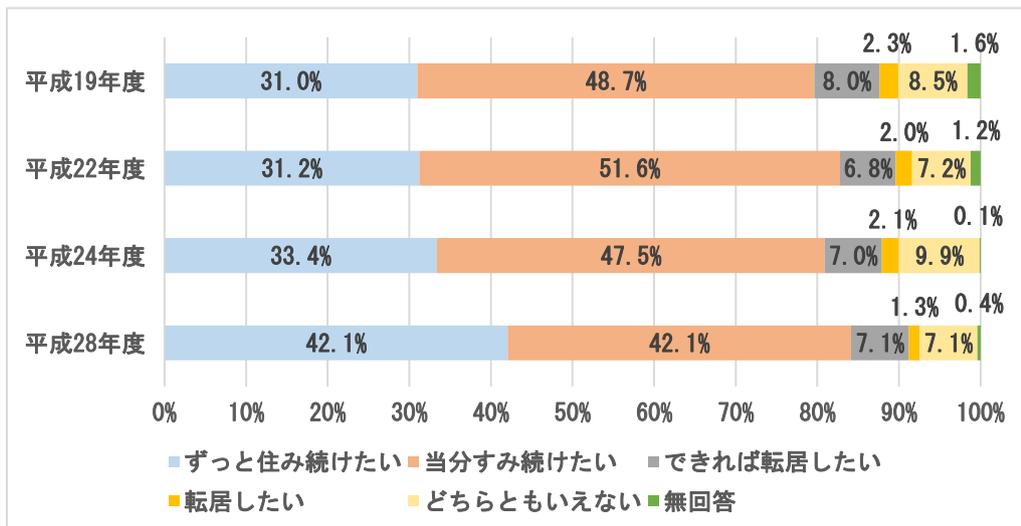
小平市の住み良さについて「非常に住みよい」という回答は調査ごとに増加しています。



小平市政に関する世論調査

小平市への定住意向に関する意識

小平市への定住意向について「ずっと住み続けたい」という回答は調査ごとに増加しています。

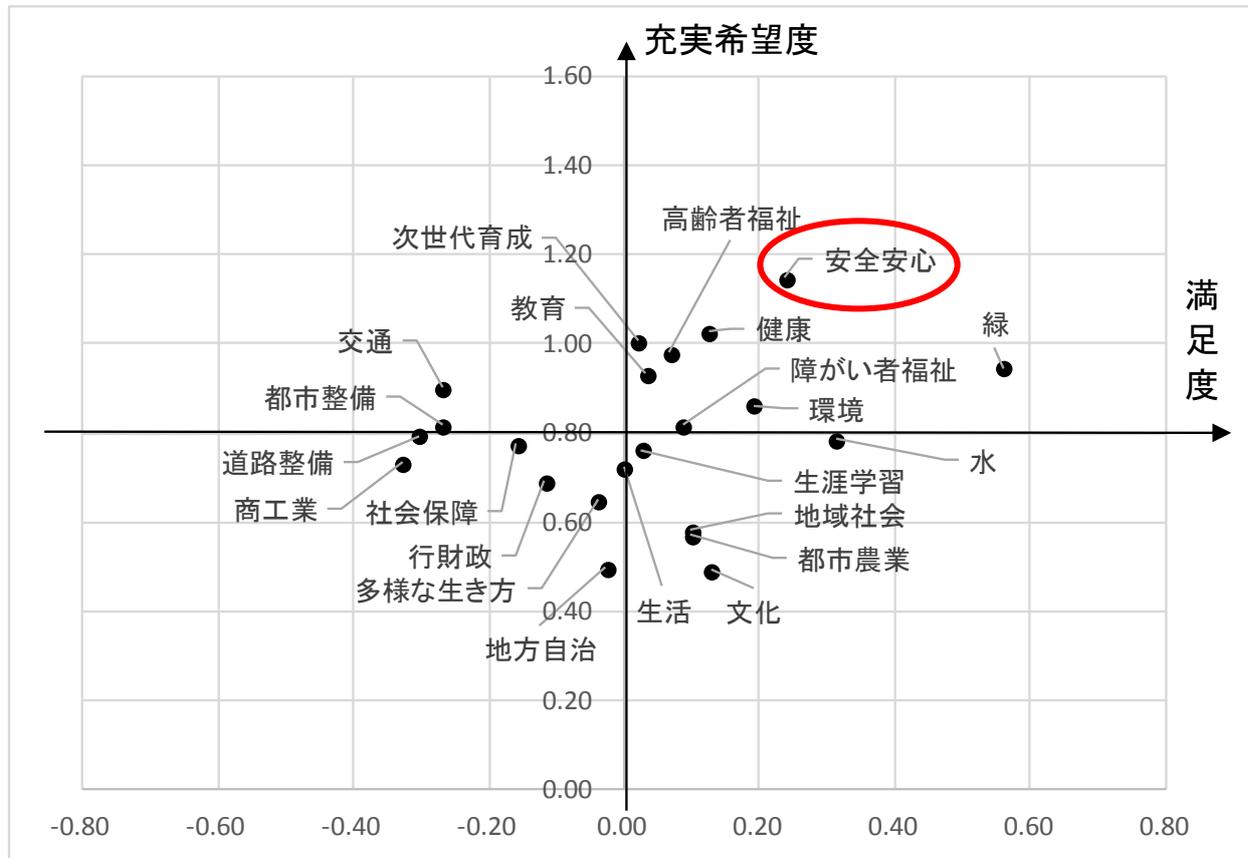


小平市政に関する世論調査

※平成28年度調査から、選択肢の文言を「永住したい」から「ずっと住み続けたい」に変更したため、単純な比較は出来ません。

まちづくりの各分野における現在の満足度と今後の充実希望度

以下のグラフは、各種の施策に対する満足度を横軸で、充実希望度を縦軸で示しています。今後のまちづくりに関しては、「安全安心」に対する取組の充実希望度が高くなっています。

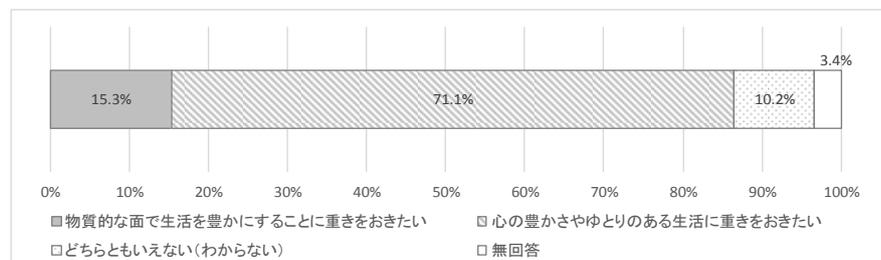


小平市長期総合計画策定のための市民アンケート調査（平成30年）

生活に求めることに関する意識

10年から15年先の将来を考えたとき、生活に求めることとしては、「心の豊かさやゆとりのある生活に重きをおきたい」が71.1%、「物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」が15.3%でした。

なお、国民生活に関する世論調査（内閣府 令和元年実施）では、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」が62.0%、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」が29.6%でした。



小平市長期総合計画策定のための市民アンケート調査（平成30年）

第6章 行財政再構築プランとの関係

1

行財政再構築プラン

小平市では、平成9(1997)年度から、効果的・効率的な市政運営を行うことを目的とする行財政改革に取り組んできました。その後、地方自治体を取り巻く社会経済状況は、地方分権改革、三位一体改革、少子高齢化などに伴い、大きく変化しました。税収の大幅な伸びが期待できず、財政の硬直化が進む厳しい状況下において、平成18(2006)年3月に策定した第三次長期総合計画の将来都市像の実現のためには、行財政運営の仕組みを抜本的に見直し、時代の要請に対応できる体制への再構築を図る必要がありました。

そこで、平成19(2007)年3月に「行財政再構築プラン」を策定し、「パートナーシップと役割分担による効果的なサービスの提供」、「成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービスの提供」、「市政を支える経営基盤の強化」の3つの方向性を目指し、①地域協働の推進、②情報の共有と双方向のコミュニケーション、③PDCAサイクルの構築、④財政基盤の強化、⑤執行体制の再構築、の5つの方針を掲げ取組を進めました。

2

第四次長期総合計画との一本化

これまで小平市では、第三次長期総合計画において、「健全で、進化するまちをめざして-地方自治・行財政-」を基本的な施策の一つに位置づけ、個別計画として行財政再構築プランを策定し、行財政再構築の取組を進めてきました。

しかしながら、経済、テクノロジー、気候変動、人口構造などの点において社会全体が大きな転換期を迎える中で、施策の展開とそれを生み出す様々な資源の配分を一体不可分のものと捉え、迅速性、戦略性をもって進めていくことが、一層求められます。

そのためには、施策や事業分野の方向性を示して推進する計画と、公共サービスをいかに効果的、効率的に提供し続けるかを示す計画とを、ひとつの体系の中に位置づけ、相互に連動させていくことが必要です。

そこで、従来の行財政再構築プランの行財政再構築方針に当たる部分については、「自治体経営方針」として定め、基本構想に一本化して位置づけることとしました。